

令和2年度 東京都在住外国人支援事業助成のご案内

東京都は、民間団体が行う東京都内の在住外国人を支援する事業に対して助成を行っております。東京で暮らす外国人が安心・安全に暮らせる環境を確保するとともに、経済活動や地域活動への積極的な参加を促すことで、日本人と共に東京の一員として活躍できるグローバル都市・東京の実現に寄与することを目的としています。

対象となるもの

①コミュニケーション支援事業

～事業例～

- ◆日本語教室
- ◆通訳ボランティアの育成や派遣
- ◆多言語による翻訳

Point ★言語上の課題を解決する事業

②生活支援事業

～事業例～

- ◆医療・防災・住居等、生活に必要な情報の提供
- ◆各種生活相談

Point ★在住外国人が安心して日常生活を送るための事業

③多文化共生の意識啓発事業

～事業例～

- ◆フォーラム・シンポジウム・講習会
- ◆年間を通じて継続的に実施する交流イベントやフェスティバル

Point ★日本人・在住外国人双方の異文化理解を促し、尊重し支え合う意識を醸成する事業

★外国人に対して日本の文化・習慣・ルール等の理解を促す事業

④在住外国人の活躍促進事業

～事業例～

- ◆外国にルーツを持つ子供の就学・進学支援のための学習サポート
- ◆在住外国人の地域活動・ボランティア等参加促進事業
- ◆留学生等在住外国人の就業・起業のサポート

Point ★在住外国人の能力発揮と活躍を促す事業

連携事業

～事業例～

- ◆広域的な日本語教室◆ボランティアのスキルUP研修◆留学生の就職支援

Point ★上記①～④いずれかの事業内容であり、複数の団体が共同で実施することで、地域の外国人支援ネットワークの形成や、より広域的な事業効果が期待できる事業

NPO+NPO
NPO+国際交流協会
NPO+大学、病院、企業 etc

～助成金の申請は令和2年4月30日（木）締切です～

●問合せ・申請先●

東京都生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 国際交流担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 19階南側

TEL: 03-5320-7738 FAX: 03-5388-1331

Eメール: S8000224@section.metro.tokyo.jp (英字のS、数字のハチ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、...)

詳細はWEBサイトをご覧ください →

東京都 在住外国人支援事業助成



助成対象者

単独で事業を実施する事業者

次の全ての要件を満たし、確実に事業を遂行することができる団体

- ①公益法人、特定非営利活動法人又はその他の非営利団体（法人格がない団体でも、組織（構成員）・代表者・規約・議決機関等が明確に存在し、社会的実態を有する団体は対象）
- ②都内に活動拠点（事務所等）を有する団体
- ③活動開始後2年以上（申請日時点）が経過していること 他

連携事業を実施する事業者

複数団体が共同して実施する場合（別組織を立ち上げることなく実施する場合）

実施団体のうち代表となる団体を定めていただき、その代表団体が上記全ての要件を満たすこと。

実行委員会等が実施する場合

実行委員会等には2年以上の活動実績は不要。ただし実行委員会構成団体のうち、事業を企画面・財政面等で中心となって行う中核団体が上記全ての要件を満たすこと。

事業の要件

次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ★ 住民基本台帳に登録のある、都内在住・通学・通勤の外国人を主な対象とすること。
- ★ 事業の主催者が自ら企画・運営する事業であること。
- ★ 東京都内で実施する事業であること。ただし、在住外国人への同行支援に類する事業を除く。
- ★ 営利を目的としない事業であること。
- ★ 政治活動や宗教活動を目的としていないこと。
- ★ 在住外国人等に対する直接的な金銭・物品等の給付又は貸付を目的としていないこと。
- ★ 事業が広く在住外国人等に公開されていること。
- ★ 実施による成果が特定の者及び組織・集団等に帰属しないこと。
- ★ 助成対象事業費が総額50万円以上であること。

助成金額

- ☆ 助成対象事業費の2分の1以内の額とし、1事業につき500万円を限度とします。
ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとします。
- ☆ 助成対象費目：補助員費、謝礼、広報関係費、資材・教材費、通信・運送費、会場費等
- ☆ 最終的な助成金額は、事業完了後の実績報告を受けて確定します。また、助成金の支払いは助成金額の確定後となります。ただし、事業の実施期間中でも概算払（1回限り）を請求することができます。事業実施期間中にご提出いただく進捗状況報告書等を審査し、確定します。